

令和 8 年 3 月 30 日
道路局環境安全・防災課

街路樹点検の実施促進に向けた新たなガイドラインを策定 ～優先順位に基づく定期巡回と新技術活用を推進～

これから街路樹の定期巡回（徒歩等による近接目視）に着手する道路管理者に向けて、街路樹の点検・診断を効率的かつ重点的に進めるための考え方を整理しました。

特に、限られた体制でも実効性ある点検が実施できるよう、定期巡回の優先順位の考え方を明確化するとともに、新技術の活用の方角性を示しています。

今後、本指針を広く周知し、街路樹点検の実施促進と倒木・落枝等による事故防止につなげてまいります。

- 国土交通省の調査では、街路樹の倒木は年間平均で約 5,200 本発生しており、倒木等に起因する事故も年間約 200 件確認されています。一方、道路管理者による街路樹の点検状況を見ると、遠望目視による「通常巡回」は概ね実施されているものの、近接目視を原則とする「定期巡回」は約 6 割の管理者で未実施となっています。
- このため、昨年 9 月に有識者検討会を設置し、街路樹点検の実施促進に向けて議論を重ねてきました。このたび、その検討結果を踏まえ、ガイドラインを取りまとめ、公表します。
- 本ガイドラインでは、定期巡回が未実施の道路管理者でも可能な範囲から着手できるよう、定期巡回実施の優先順位を示しています。具体的には、再発防止の観点から過去に倒木等の事故が発生した同路線・同樹種の街路樹や、子どもの安全・安心確保の観点から通学路にある街路樹等については、概ね年 1 回の定期巡回を基本としています。
- また、点検の効率化や従来の点検の補助手段として、新技術の導入や検証が進められています。国土交通省としても、これらの新技術の活用を支援し、効率的かつ効果的な点検の実施を後押しします。
- 今後、本ガイドラインを全国の道路管理者に周知し、街路樹点検の実施促進と倒木・落枝等の事故防止につなげてまいります。

本ガイドライン及び検討の経緯は、以下の国土交通省ホームページにて公表しています。

<https://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-council/gairoju/index.html>

<問い合わせ先>

道路局 環境安全・防災課 課長補佐 山本 健司
係長 森本 裕光

TEL : 03-5253-8111 (内線 38292、38233) 、03-5253-8495 (直通)

